

○高畠町競争入札参加資格者指名停止規程		平成13年5月28日告示第69号
改正	平成15年2月12日告示第7号 平成15年5月15日告示第74号 平成16年5月11日告示第68号 平成25年3月29日告示第31号	
高畠町競争入札参加資格者指名停止規程 (趣旨)		
第1条 この規程は、高畠町財務規則(昭和61年3月規則第4号)第108条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者(以下「有資格業者」という。)が、指名競争入札に係る指名の選定を停止する必要があると認められる事由に該当する場合において、当該有資格業者を一定の期間指名の選定から除外(以下「指名停止」という。)することについて、必要な事項を定めるものとする。 (指名停止の事由及びその期間)		
第2条 町長は、有資格業者が別表の指名停止事由の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。 (指名通知の取消し)		
第3条 町長は、有資格業者に対し指名停止の決定をしたときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならないものとし、当該決定の日以前に現に指名しているときは、入札が未執行のものについては、これを取り消すものとする。 (下請負人の指名停止)		
第4条 第2条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。 (事業協同組合及び共同企業体に対する措置)		
第5条 有資格業者である事業協同組合及び共同企業体(以下「事業協同組合等」という。)について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。		
2 第2条、前条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む事業協同組合等については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。 (指名停止事由の競合)		
第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。 (指名停止事由の異時競合等)		
第7条 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは1.5倍)の期間とする。 (1) 別表第1号から第8号までの各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間において、新たに同表第1号から第8号までの各号の措置要件に該当することとなったとき。 (2) 別表第9号から第23号までの各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間において、新たに同表第9号から第23号までの各号の措置要件に該当することとなったとき。(次号及び第4号に掲げる場合を除く。) (3) 別表第9号から第12号までの各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間において、同表第9号から第12号までの各号の措置要件に該当することとなったとき。 (4) 別表第13号から第16号までの各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間において、同表第13号から第16号までの各号の措置要件に該当することとなったとき。 (指名停止期間の短縮及び延長)		
第8条 有資格業者について指名停止を行う場合において、情状酌量すべき特別の事由があると認められ、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。		
2 有資格業者について指名停止を行う場合において、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じせたと認められ、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。 (指名停止期間の変更)		
第9条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前3条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。 (指名停止の解除)		
第10条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。 (事故等の報告)		
第11条 業務を担当する各課等の長(以下「各課等の長」という。)は、有資格業者について指名停止の事由があると認めたときは、直ちに町長に報告しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも、同様とする。 (審査及び決定)		
第12条 町長は、前条による報告を受けたときは、直ちに高畠町建設工事等参加者指名審査委員会設置規程(平成12年4月訓令第14号)に定める高畠町建設工事等参加者指名審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮って、指名停止の可否及び指名停止の期間等について審査し、決定するものとする。 (指名停止等の通知)		
第13条 町長は、前条の規定に基づき、指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除の決定を行ったときは、各課等の長に通知するとともに、当該有資格業者に対しても通知するものとする。		
2 前項の規定による指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町発注に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。 (下請負等の禁止)		
第14条 有資格業者は、指名停止期間中は、町発注に係る業務の全部若しくは一部を下請し、又は受託することができない。 (随意契約の相手方の制限)		
第15条 有資格業者が指名停止を受けている期間中は、当該有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。 (災害時等の特例)		
第16条 災害等により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する工事若しくは緊急に物品調達等を行う必要があるとき等やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、審査委員会に諮って指名又は随意契約の相手方とすることができる。		

（指名停止に至らない事由に関する措置）
第17条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 附 則
（施行期日）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（高畠町工事請負業者指名停止要綱の廃止）
 - 2 高畠町工事請負業者指名停止要綱（昭和58年4月1日）は、廃止する。

- 附 則（平成15年2月12日告示第7号）
（施行期日）
- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の高畠町建設工事請負業者指名停止規程第2条の規定により指名停止の措置を受けているものについては、なお従前の例による。

- 附 則（平成15年5月15日告示第74号）
（施行期日）
- 1 この規程は、平成15年6月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の高畠町建設工事請負業者指名停止規程第2条の規定により指名停止の措置を受けているものについては、なお従前の例による。

- 附 則（平成16年5月11日告示第68号）
（施行期日）
- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の高畠町競争入札参加資格者指名停止規程第2条の規定により指名停止の措置を受けているものについては、なお従前の例による。

- 附 則（平成25年3月29日告示第31号）
この規程は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

	措置要件	期間
(1)	（虚偽記載） 競争入札参加資格審査申請における競争入札参加申請書、競争入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事及び物品調達等の契約（以下「調達契約」という。）の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内
(2)	（過失による粗雑工事及び粗雑品の納入） 町と締結した調達契約の履行に当たり、過失により工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1月以上12月以内
(3)	町内における他の公共機関の調達契約の履行に当たり、過失により工事又は調達品等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(4)	（契約違反） 第1号に掲げる場合のほか、町と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上8月以内
(5)	（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 町と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(6)	町内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
(7)	（安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故） 町と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとして認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
(8)	町内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内
(9)	（贈賄） 次に掲げる者が、町職員（町関係公社職員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員（以下「役員」という。） イ 有資格業者の使用人で、アに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内 9月以上18月以内
(10)	次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員（国、県、市町村、公社、公団等の職員）に対して行った贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員 イ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 9月以上18月以内 6月以上12月以内
(11)	役員又は使用人が、県外の他の公共機関の職員（国、県、市町村、公社、公団等の職員）に対して行った贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内
(12)	削除	
(13)	（独占禁止法違反） 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から6月以上12月以内
(14)	町と締結した調達契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から9月以上18月以内
(15)	（談合） 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内
(16)	町と締結した調達契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から9月以上18月以内
(17)	（暴力団の排除） 役員が、高畠町暴力団排除条例（平成24年3月条例第8号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるとき又は暴力団員等が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるときまで
(18)	役員が、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法	当該認定をした日から3月以上12月以内

	律第77号)第9条各号に掲げる行為に協力し、又は関与していると認められるとき。	
(19)	役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
(20)	役員が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
(21)	下請契約の相手方(法人の場合はその役員)が、暴力団員等であること又は暴力団員等が実質的に経営している業者であることを知りながら、その業者と下請契約又は原材料等の購入契約を締結していると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
(22)	町と締結した調達契約に関し、暴力団員から不当に不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由なく、本町への報告及び所轄の警察署に通報しなかったと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
(23)	(建設業法違反行為) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
(24)	東北管内において、建設業法の規定に違反し、監督処分がなされ、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
(25)	(不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
(26)	前各号に掲げる場合のほか、役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内